

1. 学校における教員の働き方改革の目的

教員が、絶えず研究と修養に励むことで授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにし、自らの人間性や創造性を高め、子どもに向き合い、子どもの持つ可能性を伸ばし、その可能性を広げること

2. 給特法の一部改正内容 (R1. 12月改正)

改正のポイント

- ・ 休日のまとめ取り等のため、一年単位の変形労働時間制の適用【第5条関係】
- ・ 業務量の適切な管理等に関する指針の策定【第7条関係】(R2.4月施行) (R3.4月施行)



○業務量の管理と健康・福祉の確保のために講ずべき措置に関する指針 (R2.1.17)

(1) 上限時間の原則は、

- ① 1か月の在校等時間について、超過勤務 **45時間** 以内
- ② 1年間の在校等時間について、超過勤務 **360時間** 以内

※特別の事情がある場合
①1か月100時間以内
②1年間720時間以内

(2) **上限方針**を教育委員会規則等において定めること など

3. 現状

○本県の校種別の勤務時間外勤務の状況 (1人当たり月平均)

- 小学校 : 50~60時間程度
- 中学校 : 60~70時間程度
- 高等学校 : 50~60時間程度
- 特別支援学校 : 30~40時間程度

※小中高において月平均45時間超

○勤務時間外勤務の主な理由

- ①若手教員の増加
- ②総授業時間数の増加
- ③中学校、高校における部活動時間の増加



学校における働き方改革の実現に向け、「とやま学校多忙化解消推進委員会」を設置

○「教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定するにあたっての方向性を示すため議論。

○これまでの委員会で議論された、**教員の働き方改革の方向性**は次のとおり

【働き方改革の方向性】

- ①国の指針に基づき、服務監督権限を有する教育委員会が教員の勤務時間の上限方針を策定し、教育委員会規則に位置付け。実効性を高めるために条例への位置付けを検討
- ②在校等時間の長時間化を防ぐための業務の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組 (業務改善推進の取組) を実施

委員長 : 高木繁雄 県商工会議所連合会長
副委員長: 大坪史尚 富山大学教職大学院教授
ほか、委員として経済界、法曹界、PTA、校長会、市町村教育委員会、職員団体からの計14名で構成

I 上限時間の原則

- ① 1か月の在校等時間について、超過勤務 **45時間** 以内
- ② 1年間の在校等時間について、超過勤務 **360時間** 以内

※特別の事情がある場合 ①1か月100時間以内 ②1年間720時間以内

⇒国に準拠

II 在校等時間の把握

- 「富山県出退勤管理システム」等を用いた客観的な方法による把握
- 把握した時間の適切な保存と管理
- 月ごとに県教委へ報告

III 健康及び福祉の確保

- 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導の実施
- 終業から始業までに一定時間以上の休息時間を確保

IV 必要な取組の実施

- 業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を推進
- 上限時間を超えた場合に、業務や環境整備について事後的検証の実施

業務改善推進の取組み

教員の働き方改革の課題	取組の柱
・勤務時間や働き方に対して、教員の意識を変えていくことが必要	(1)管理職をはじめとする教職員の意識改革
・教員の業務を個別具体的に洗い出し、どこまでが教員の仕事なのかを整理した上で業務を大幅に見直すことが必要	(2)業務の合理化の促進
・必ずしも教員が担う必要のない業務について、外部の人材に委託することが必要 ・地域や保護者の学校に対する期待を見直してもらうことが必要	(3)教育の充実を行うための体制整備
・部活動の在り方を見直すことが必要 ・学校における労働安全衛生管理体制の整備が必要	(4)部活動の負担軽減と教職員の健康管理

業務改善の推進

県立学校の上限方針の策定